

御崎マルシェ実行委員会 規約

(目的)

第1条 この団体は、赤穂・赤穂御崎地区の活性化を希望する有志が集まり、定期的に御崎マルシェを開催することによって、地域の発展に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本団体は、御崎マルシェ実行委員会と称する。

(事務局)

第3条 御崎マルシェ実行委員会は、事務局を赤穂市御崎 2-1 に置く。

(構成)

第4条 御崎マルシェ実行委員会は、目的に賛同し入会した会員を持って構成する。

(役員)

第5条 御崎マルシェ実行委員会は、以下の役員を置く。
委員長、副委員長、広報、会計、一般役員

(運営)

第6条 御崎マルシェ実行委員会は、会員が参加する委員会電子会議、役員が参加する役員会電子会議及び役員会会議をもって運営する。

- ・電子会議は随時行ない、御崎マルシェの運営に関する事項を話し合う。
- ・役員会会議は、必要に応じて委員長が招集し、電子会議で議決した事項の執行に関する事項等を決定する。
- ・会議には必要に応じて関係者の出席を求め、指導助言を得ることが出来る。

(経費)

第7条 御崎マルシェ開催に必要な経費は、マルシェ開催時に参加した会員から集める共益費及び寄付金、オリジナル商品の販売による売り上げ、会員以外からの寄付金を持って負担する。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は構成員の承認を経て、別に定める。